第 2388 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 9月 29日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-6209-8145

△ 退職給与引当金の取崩し

②:当社は資本金1,000万円で3月決算の会社です。今期の決算で、税務上の退職給与引当金勘定の残高500万円(期中退職者分100万円と期末残高400万円との合計)を全額取崩すことにしました。この場合の税務上の取扱いについて教えてください。

A:50 万円が税務上の取崩すべき額となりますので、残額の450 万円は当期の申告書上減算し、翌期以降取崩しの対象となります。

【解説】

平成14年度の税制改正で退職給与引当金制度が廃止されたことに伴い、経過措置が設けられました。つまり、資本金1億円以下の法人の場合、改正事業年度開始の毎期10% 与引当金残高を10年間にわたり毎期10% で、貴社の場合、50万円の10%の50万円を10年間にわたって取崩しての50万円を10年間にがって、500万円を10年間にがって、500万円を超える450万円を超える450万円を超たの適正額50万円を超える450万円で開して取崩して取崩していくことになります。

なお、経過措置期間中の退職給与引当金勘 定の残高は退職給与の要支給額が限度となり ますので、使用人が多数退職し、退職給与の 要支給額が申告調整後の残高450万円に満 たない場合には、その満たない金額をさらに 取崩す必要があります。







